第 25 号 2018 年 9 月 25 日発行

# 漆畑会計事務所だより

## **一目次**

- 平成 30 年 10 月の税務
- 自然災害と中小企業支援策
- 固定資産税は気を付けて



●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/15

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10/31

- ●8 月決算法人の確定申告<法人税·消費税·地方消費税·法人事業税·(法人事業所税)・ 法人住民税>
- ●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税>
- ●2 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ●消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ●消費税の年税額が 4,800 万円超の 7 月、8 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(6 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

税理十

漆 畑 邦 裕

〒**420-0868** 静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL: **054(252)9303** FAX: **054(270)6692** 

## <税務/会計トピックス>

# 自然災害と中小企業支援策



#### ◆想定できないような災害が増えた?

近年、急激な天候の変化が大きな自然災害となるケースが増えている感じがします。気候変動の影響で台風のルートが変わったり想定を超える雨量で甚大な被害が発生したり、今まで大丈夫であった場所にも被害が及ぶ事があります。

万が一被害を受けた場合、復旧に費用や時間を要する事がありますが支援策はどのようになっているのでしょうか。

#### ◆災害救助法が適用される災害支援

この法は、被災された方の状況が著しく困難でかつ多数の世帯の住居が滅失した状態の被災地に都 道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字に応急的な救助の要請、調整、費用負担を行うとともに被災者 の救助や保護の活動を行う事を定めています。

中小企業向けには、

- (1)特別相談窓口の設置
- (2)災害復旧貸付の実施
- (3)セーフティネット保証 4 号実施(突発的災害が原因の売上げ減少による融資申請)
- (4)既往債務の返済条件緩和
- (5)小規模企業共済災害時貸付の適用

さらに激甚災害法に基づき指定されると上記支援策の他に、

- (1)災害関係保証(特例)の実施
- (2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げが行われます。

#### ◆保険と共済の適用

経済産業省が今年の3月に公表した資料によると、中小企業に対する国の支援策は事業者による自助を前提とはするものの、平成28年度の台風10号、平成29年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総合保険や休業補償にかかる商品を活用して損害をカバーしたケースをあげています。保険商品の多様化で細かいニーズに応える事が可能になっているとはいえ、活用のためには事業者も保険商品の内容の理解が必要としています。

地震や気候の変化にも事業活動を継続していけるよう対策を進めておくことが必要であるとしていますが、上記資料によれば平成 28 年 3 月時点では中小企業の B C P (事業継続計画) 策定済み企業は 15%に留まっているという事です。





# 固定資産税は気を付けて

#### ◆固定資産税は賦課決定

所得税や法人税は納税者本人が税額を計算し申告して税金を納めます。 それに対し、固定資産税は役所が不動産を一方的に評価して納税額を決め、それを納税者が納めます。

#### ◆固定資産税にはプロがいない

お役所のやることだから間違いはないだろうと思いがちですが、結構間違いは多いのです。その原因は対象不動産に対して圧倒的に評価人員が不足しているということです。東京都の場合、都内に土地は約221万筆、家屋は約160万戸あると言われています。これらを全て実地調査することは不可能と言われています。また、都の職員は都税事務所に就職するのではなく東京都に就職し、職場のローテーションで固定資産税の現場に配属されますが、定年まで固定資産税係ということはなく2~3年で別の部署に配属されますので常に素人集団です。こういった傾向はどの自治体も同じです。

- ◆まずは納税通知書を見直してください 固定資産税の納税通知書は読みにくいでしょうが、以下のことを確認してください。
- (1)土地の所在・家屋の所在、家屋番号 自分のものか確認してください。
- (2)登記地目・家屋の種類・用途、構造現況と異なっていないか?
- (3) 地積・家屋面積 実際の面積と相違がないか? ただし、実測をする場合はかなりの費用が掛かります。

#### (4)価額

住宅用地の場合、評価額と課税標準額は異なります。当然課税標準額の方が小さいはずです(ちなみに住宅用地の場合、住宅1戸につき 200 ㎡までは 1/6 です)。

#### ◆おや?と思ったら

自治体の窓口に出向いて課税資料を請求してください。

土地なら「土地現況調査票」、家屋なら「再建築評点計算書」「基準年別計算書」(自治体により名称が異なる場合があります)が必ずあるはずです。

明らかにおかしい場合は、「審査申し出」を行ってください。しかし「審査申し出」は原則として3年に1回の基準年度の限られた期間ですので、窓口で「再調査」の依頼をしてみてください、自治体により対応していただける場合もあります。

